

令和6年度

歳末たすけあい訪問事業のご案内

新見市社会福祉協議会では、12月1日から「歳末たすけあい募金運動」を実施します。この運動を通じて地域の皆様から寄せられた善意の募金は、歳末訪問金としてひとり暮らし高齢者の方や重度の身体障がい、知的障がいがある方等が明るい正月を迎えられるよう、民生委員・児童委員を通じて対象者へ届けていただくこととしています。

対象となる世帯

- ① 80歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯
(昭和20年4月1日以前生まれ)
- ② 身体障害者手帳1級または療育手帳Aを所持する方(要申請)
※いずれも「市民税・県民税非課税者」
※市県民税非課税証明書の添付は必要ありません
- ③ 準要保護児童生徒のいる世帯(要申請)

■注意事項■

- ・ ①については申請の必要はありません。
- ・ ②については、該当する方であるかの調査を行います。社協から市役所税務課へ依頼し行います。
- ・ ③については、新見市教育委員会学校教育課から対象の世帯のみに送付しております。第三者へ譲渡することがないようにお願いします。
- ・ 上記①～③の項目の複数に該当する場合、また、同じ項目で世帯の2名以上が該当する場合は、1世帯を1件として歳末訪問金をお届けします。
- ・ 対象者が転出・長期不在・長期入院の場合は配分できません。また、訪問時に対象者が施設・病院に入所・入院している場合も配分できません。



詳細は裏面をご覧ください



申請について

〈申請方法〉

- ◆ 別紙「令和6年度 歳末たすけあい訪問金申請書」に記入の上、新見市社会福祉協議会（本所または各支所）まで持参または郵送してください。

ただし、郵送の場合は11月22日（金）必着とします。

（来所が難しい方はご相談ください。）

- ◆ 身体障害者手帳1級または療育手帳Aを所持する方は、該当の手帳をご持参ください。
郵送の場合は各手帳の写し（顔写真・氏名・住所・等級が分かるページ）を添付してください。

※申請時の「市県民税非課税証明書」の添付は必要ありません。

〈申請期間〉

令和6年11月1日（金）～ 令和6年11月22日（金） ※土・日・祝日は除く
受付時間 午前9時から午後5時まで

訪問について

〈訪問時期〉

12月中下旬にお住まいの地域の民生委員・児童委員が訪問して訪問金をお届けします。

〈訪問金〉

1世帯 3,000円

※複数の条件に該当する場合は1件のみ



申請場所・お問い合わせ

社会福祉法人 新見市社会福祉協議会（新見市共同募金委員会）

本 所	新見市金谷640-1 （新見市地域福祉センター）	☎72-7306
大佐支所	新見市大佐小阪部1469-1 （新見市役所大佐支局内）	☎98-3119
神郷支所	新見市神郷下神代3946 （新見市神郷地域福祉センター）	☎92-6677
哲多支所	新見市哲多町本郷246-4 （新見市役所哲多支局内）	☎96-3111
哲西支所	新見市哲西町矢田3604 （新見市役所哲西支局内）	☎94-3333

この事業は、皆様からの歳末たすけあい募金により実施しています。



令和6年度 歳末たすけあい訪問金申請書

令和 年 月 日

新見市社会福祉協議会 会長 殿

下記のとおり、歳末たすけあい訪問金を希望するので申請いたします。
 なお、担当民生委員児童委員へ個人情報の提供に同意します。

氏名	生年月日	T・S・H・R	年	月	日
住所	新見市.....		世帯人数人		
行政地区名	電話

※ 身体障害者手帳1級、または療育手帳Aのコピーを添付してください

※ なお、上記の申請に必要な市民税が非課税であることの確認を、下記のとおり社会福祉協議会が行うことに同意します。

同意書	
私の市民税課税状況について、社会福祉法人 新見市社会福祉協議会会長が調査することについて同意します。	
令和 年 月 日	
申請者本人 又は代理人自署	印
(続柄:)	
※ <u>自署の場合は、押印の必要はありません。</u>	
※ <u>申請者本人が自署出来ない場合は、代理人氏名と続柄を記載してください。</u>	

※ この申請書と添付書類を添えて新見市社会福祉協議会本所または各支所に提出してください。
ただし、郵送の場合は11月22日(金)必着とします。

※ ご記入いただいた内容は、歳末たすけあい訪問事業以外には使用いたしません。

社協記入欄					
申請書	添付書類	民生委員名	受付職員名	受付票No.	受付印